

千曲市告示第12号

千曲市家庭児童相談室設置運営要綱及び千曲市子育て支援相談事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月6日

千曲市長 小川 修一

千曲市家庭児童相談室設置運営要綱及び千曲市子育て支援相談事業実施要綱の一部を改正する告示

(千曲市家庭児童相談室設置運営要綱の一部改正)

第1条 千曲市家庭児童相談室設置運営要綱（平成15年千曲市告示第15号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条中「家庭相談員」を「家庭児童相談員」に改める。

(千曲市子育て支援相談事業実施要綱の一部改正)

第2条 千曲市子育て支援相談事業実施要綱（平成15年千曲市告示第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「家庭相談員」を「家庭児童相談員」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。